

# 第16回 定時株主総会

# 招集ご通知

---

## 開催日時

2025年3月26日(水曜日) 午後1時  
午後0時30分開場予定

## 開催場所

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
恵比寿ガーデンプレイスタワー8階  
株式会社Orchestra Holdings 本社会議室  
(建物は前回と同じですが階数が異なりますので、  
お間違えのないようご注意ください。)

## 決議事項

議案 剰余金の処分の件

## 目 次

第16回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	4
連結計算書類	21
計算書類	23
監査報告	25

## 株主各位

証券コード：6533  
(発送日) 2025年3月10日  
(電子提供措置の開始日) 2025年3月3日

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
株式会社 Orchestra Holdings  
代表取締役社長 中村慶郎

### 第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社の定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

#### 【当社ウェブサイト】

<https://orchestra-hd.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

#### 【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://mep.orchestra-hd.co.jp>

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月25日（火曜日）午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 2025年3月26日（水曜日）午後1時（午後0時30分開場予定）
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー8階  
(建物は前回と同じですが階数が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)  
株式会社Orchestra Holdings 本社会議室  
(末尾記載の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第16期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第16期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項  
議案 剰余金の処分の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）  
書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
  - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎株主総会決議通知の発送は行わず、本総会の結果は当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

## 株主総会参考書類

### 議案

### 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、M&Aや新事業領域への成長投資により株主価値の継続的向上を目指すとともに、事業拡大に関する資金需要、経営成績及び財政状態等を総合的に勘案したうえで利益還元策を実施していきたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき11円  
配当総額106,970,248円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年3月27日

以上

# 事業報告 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

技術進展が進むIT分野では、少子高齢化が進む中、今後IT人材不足がますます深刻化し、2030年には約45万人までIT人材の不足規模が拡大するとの推計結果が出ております。（出所：経済産業省委託事業「IT人材需給に関する調査」）

また、デジタルトランスフォーメーション（DX）のトレンドが進展する中、生産性の向上や業務の効率化を目的にクラウドファースト戦略を実行する企業は引き続き増加傾向となっております。また、企業が従来型ITからクラウドへ移行するクラウドマイグレーションは、対象システム領域の多様化が顕著となっており、WEBシステムや情報系システムから基幹系システムへと対象システム領域が拡大しております。国内クラウド市場は、前年比37.8%増の5兆8,142億円（売上額ベース）となりました。また、2022年～2027年の年間平均成長率（CAGR：Compound Annual Growth Rate）は17.9%で推移し、2027年の市場規模は2022年比約2.3倍の13兆2,571億円になると予測されております。（出所：IDCJapan株式会社「国内クラウド市場予測、2023年～2027年」）

デジタルマーケティング領域においては、2023年のインターネット広告市場が3兆3,330億円（前年比7.8%増：株式会社電通発表）となりました。進展する社会のデジタル化を背景に、総広告費における「インターネット広告費」は堅調に伸長し、総広告費に占める構成比は45.5%にまで達しております。

このような環境のもと、当社グループのデジタルトランスフォーメーション事業においては人材確保とIT技術の教育により、開発体制強化に努めてまいりましたが、営業や中堅エンジニアのリソースが不足しており、2022年下期より事業の構造改革に取り組んでまいりました。その後、コスト最適化と売上拡大の両軸で改革が進み、2023年下期より安定的に利益が出る体質へ復帰いたしました。当連結会計年度においては、クラウドインテグレーション領域にて、従来注力してきた中・小型案件で、受注ルールの適正化、案件管理の徹底による遅延の発生（追加コストの発生）の抑制等の効果により、収益性が向上いたしました。また、高難易度・大規模案件を扱うエンタープライズへの進出を開始し、当連結会計年度において売上を計上いたしました。

デジタルマーケティング事業においては、積極的な人材投資を行うとともに、主力サービスである運用型広告を中心に引き続き拡販を進め、またこれまでにM&Aを実施した企業の成長を取り込んでまいりました。

その他の事業では、プラットフォーム事業における新規ユーザー獲得のためのプロモーション施策を行うほか、新規事業への成長投資を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は14,036,930千円（前期比15.9%増）、営業利益801,189千円

（前期比4.7%増）、経常利益783,662千円（前期比0.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益331,752千円（前期比30.0%減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### ① デジタルトランスフォーメーション事業

当事業においては、事業開始からM&Aを推進し、同時にIT人材の採用を行うことで開発体制の拡充を進めてまいりました。IT利活用の多様化・高度化に伴い拡大するIT需要を取り込み、クラウドインテグレーション、ソフトウェアテスト、各種Webシステム開発等の案件を受注しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,802,475千円（前期比22.4%増）、セグメント利益（営業利益）は491,861千円（前期比83.8%増）となりました。

#### ② デジタルマーケティング事業

当事業においては、積極的な人材投資を進めつつも、インターネット広告市場が堅調に伸長する環境のもと、主力サービスである運用型広告を中心に、既存取引先からの受注増額や新規取引先獲得のための施策を進めるとともに、M&Aを実施した企業の成長を取り込んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は5,645,419千円（前期比0.7%増）、セグメント利益（営業利益）は、1,935,753千円（前期比1.5%減）となりました。

#### ③ その他

その他の事業においては、「チャットで話せる占いアプリーウラーラ」を主力としたプラットフォーム事業や、タレントマネジメントシステム「スキルナビ」の開発・販売、スマートフォンゲーム及びコンシューマーゲームの開発・運営受託、新規事業等に取り組んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,663,919千円（前期比50.2%増）となりました。また、当連結会計年度におけるセグメント損失（営業損失）は、31,429千円（前期は85,031千円の損失）となりました。

## 2. 重要な組織再編等の状況

当社は、2024年9月30日付で、株式会社ランド・ホームの株式を取得し、同社を完全子会社としております。

### 3. 財産及び損益の状況

#### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第13期 (2021年12月期)	第14期 (2022年12月期)	第15期 (2023年12月期)	第16期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高 (百万円)	16,640	10,377	12,109	14,036
経常利益 (百万円)	1,286	1,400	776	783
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	757	853	474	331
1株当たり当期純利益 (円)	77.33	87.12	48.31	33.80
総資産 (百万円)	10,560	11,410	12,712	12,821
純資産 (百万円)	4,945	5,735	6,036	6,125
1株当たり純資産額 (円)	440.50	528.39	558.68	583.66

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しており、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しており、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第14期の期首から適用しており、第14期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (2021年12月期)	第 14 期 (2022年12月期)	第 15 期 (2023年12月期)	第 16 期 (当事業年度) (2024年12月期)
売 上 高 (百万円)	1,313	796	1,066	1,151
経 常 利 益 (百万円)	467	72	97	46
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	2,067	△390	40	△271
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△) (円)	211.14	△39.89	4.10	△27.64
総 資 産 (百万円)	4,046	3,655	5,011	4,880
純 資 産 (百万円)	2,664	2,205	2,163	1,643
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	272.03	224.81	205.74	169.03

(注) 1. 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式数により算出してお  
り、小数点第 2 位未満を四捨五入して表示しております。

2. 1 株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しており、小数点第 2 位未満を四捨五入して表  
示しております。

## 4. 対処すべき課題

### (1) デジタルトランスフォーメーション事業

#### 新技術への対応

当社グループが属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年は特にAI（人工知能）の活用等により、テクノロジーの進化が進んでおり、併せてユーザニーズも変化しております。同時に既存ベンダ、他業種からの新規参入、M&A等IT業界全体として、競争が活発化しております。

このような事業環境のもとで、当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しており、新技術及び新サービスの開発を継続的に行うとともに、優秀な人材の確保に取り組んでおります。

### (2) デジタルマーケティング事業

#### ① マーケティング支援体制の強化

当社グループは、インターネット広告代理事業を行うだけでなく、データ解析及び細分化された仮説検証による独自のマーケティングメソッドに基づくコンサルティングを実施することにより、ユーザー視点に立脚した戦略立案、専門部隊による運用、綿密な分析に基づく改善提案により、クライアント企業との顧客・ユーザーとの間に最適なコミュニケーションを設計してまいりました。今後も、MA/CRM支援を含むマーケティング全体の最適化を支援する体制をさらに強化するとともに、新たな技術やツールに柔軟に対応したサービスの提供を推進してまいります。

#### ② インターネット広告市場におけるシェア拡大

我が国の広告支出においては、2023年のインターネット広告市場が3兆3,330億円（前年比7.8%増：株式会社電通発表）となりました。進展する社会のデジタル化を背景に、総広告費における「インターネット広告費」は堅調に伸長し、総広告費に占める構成比は45.5%にまで達しております。

このような環境の中、拡大中のデジタルマーケティング市場における需要の取り込みを更に加速させてまいります。

### (3) 海外展開への対応

経済活動のグローバル化に伴い、当社グループにおいても、海外市場への対応が必要であると認識しております。かかる課題に対して、当社グループでは市場調査等を引き続き進め、海外における事業体制の強化等を検討しております。

### (4) 人材確保と人材育成

当社グループの企業規模の拡大及び成長のためには、高付加価値なサービスを提供し、継続的に高い顧客満足度を得る必要があると考えております。そのためには、社員全員が経営理念や経営方針を深く理解し、チームワークを発揮していく必要があります。当社グループでは、採用活動を積極的に推進するとともに、社員への教育体制の整備及び改善を図り、チームを構成する個々人の才能を伸ばす取り組みを推進してまいります。

### (5) 内部管理体制の強化

当社グループは、今後もより一層の企業規模の拡大及び成長を見込んでおります。そのため、企業規模拡大に応じた内部管理体制の構築を図るために、コーポレート・ガバナンスを重視し、リスクマネジメントの強化、並びに金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえた内部統制の継続的な改善及び強化を推進してまいります。

また、当社の事業に関連する法規制や社会的要請等の環境変化にも対応すべく、内部管理体制の整備及び改善に努めてまいります。

## 5. 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

事業内容	主なサービス
デジタルトランスフォーメーション事業	ソフトウェアテスト、各種Webシステム開発、スマホアプリ開発、クラウドインテグレーション
デジタルマーケティング事業	運用型広告、SEOコンサルティング、クリエイティブサービス
その他の	プラットフォーム事業、タレントマネジメントシステム、スマートフォンゲーム及びコンシューマーゲームの開発・受託運営、新規事業等

## 6. 主要な事業所及び使用人の状況（2024年12月31日現在）

### （1） 主要な事業所

#### ① 当社

本社：東京都渋谷区

#### ② 子会社

株式会社デジタルアイデンティティ

（本社：東京都渋谷区、支社：九州支社（福岡県福岡市）、札幌支社（北海道札幌市））

株式会社Sharing Innovations

（本社：東京都渋谷区、支社：福岡オフィス（福岡県福岡市）、大分オフィス（大分県大分市）、京都オフィス（京都府京都市））

株式会社ヴェス（本社：東京都渋谷区）

株式会社Orchestra Investment（本社：東京都渋谷区）

株式会社ワン・オー・ワン（本社：東京都渋谷区）

株式会社ぱむ（本社：東京都渋谷区）

株式会社アールストーン（本社：東京都渋谷区）

株式会社ランド・ホー（本社：東京都大田区）

## (2) 使用人の状況

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人數	前連結会計年度末比増減
デジタルトランスフォーメーション事業	492名	46名増
デジタルマーケティング事業	391名	7名増
その他の	174名	131名増
全社（共通）	54名	11名増
合計	1,111名	195名増

- (注) 1. 使用人數は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時雇用者は当連結会計年度の平均人數が使用人數の10%に満たないため、記載を省略しております。
2. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門の使用人であります。
3. 使用人數が前連結会計年度末と比べて195名増加しております。主な理由は、当子会社の株式会社ヴェス（デジタルトランスフォーメーション事業）が、2024年4月1日付で株式会社エー・アンド・ビー・コンピュータの事業譲渡を受けたことに伴う事業拡大によるもの、また、当社が2024年9月30日付で株式会社ランド・ホームの株式を取得し完全子会社化したこと及び業容の拡大に伴い採用が増加したためであります。

### ② 当社の使用人の状況

使用人數	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
37名	4名増	39歳	5.2年

## 7. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

名 称	住 所	資本金または 出 資 金 (百万円)	主要な事業の内容	議 決 権 の 所 有 割 合 (%)
株式会社デジタルアイデンティティ	東京都渋谷区	110	デジタルマーケティング事業	100.0
株式会社 Sharing Innovations	東京都渋谷区	436	デジタルトランスフォーメーション事業、プラットフォーム事業	71.5
株式会社ヴェス	東京都渋谷区	10	デジタルトランスフォーメーション事業（ソフトウェアテストサービス）	100.0
株式会社 Orchestra Investment	東京都渋谷区	47	投資事業	100.0
株式会社ワン・オー・ワン	東京都渋谷区	100	タレントマネジメントシステムの開発、販売	100.0
株式会社ぱむ	東京都渋谷区	30	不動産管理事業	100.0
株式会社アールストーン	東京都渋谷区	20	人材紹介事業	100.0
株式会社ランド・ホー	東京都大田区	40	スマートフォンゲーム及びコンシューマーゲームの開発・運営受託	100.0

- (注) 1. 議決権比率には子会社による間接所有を含んでおります。  
 2. 当社は、2024年9月30日付で株式会社ランド・ホーの株式を取得し、同社を完全子会社としております。  
 3. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社ヴェス
特定完全子会社の住所	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,959百万円
当社の総資産額	4,880百万円

## 8. 主要な借入先及び借入額 (2024年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	1,081,966千円
株式会社三井住友銀行	463,183千円
三井住友信託銀行株式会社	373,240千円
株式会社りそな銀行	373,216千円
城南信用金庫	172,635千円

## 9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 31,000,000株  
 ② 発行済株式の総数 10,034,200株

(注) ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は216,400株増加しております。

- ③ 当事業年度末の株主数 3,832名  
 ④ 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
中 村 慶 郎	1,706,400株	17.55%
佐 藤 亨 樹	1,701,800株	17.50%
慶 キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社	775,200株	7.97%
T S K c a p i t a l 株 式 会 社	775,200株	7.97%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	600,800株	6.18%
脇 山 季 秋	410,000株	4.22%
鈴 木 謙 司	324,000株	3.33%
蔭 山 恒 一	180,000株	1.85%
五 代 儀 直 美	174,500株	1.79%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信託口)	117,700株	1.21%

(注) 1. 当社は、自己株式309,632株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式（309,632株）を控除して計算しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

#### イ. 自己株式の取得

2024年2月14日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数 普通株式 189,800株

取得価額の総額 199,959千円

取得した期間 2024年2月15日から同年4月2日まで

#### ロ. 自己株式の取得

2024年11月14日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数 普通株式 119,700株

取得価額の総額 99,933千円

取得した期間 2024年11月15日から同年12月17日まで

### 3 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	中 村 慶 郎		株式会社Orchestra Investment代表取締役、株式会社アイズ社外取締役、株式会社アールストーン取締役、株式会社ヴェス代表取締役、株式会社ランド・ホー取締役
代表取締役	佐 藤 亨 樹		株式会社Orchestra Investment代表取締役、株式会社NEXYZ.Group社外取締役、株式会社アールストーン取締役、株式会社ヴェス代表取締役
取 締 役	鈴 木 謙 司	デジタルマーケティング 事 業 担 当	株式会社デジタルアイデンティティ代表取締役、株式会社ぱむ代表取締役、株式会社ピース代表取締役
取 締 役 C F O	五 代 儀 直 美		株式会社Orchestra Investment取締役、株式会社ヴェス取締役
取 締 役	若 松 俊 樹		Saltus法律事務所代表、ニューラルグループ株式会社社外取締役、ベステラ株式会社社外取締役
取 締 役	岩 井 裕 之		かっこ株式会社代表取締役、株式会社ダイブ社外取締役
常 勤 監 査 役	中 島 由 紀 子		株式会社デジタルアイデンティティ監査役、株式会社ワン・オー・ワン監査役、中島公認会計士事務所代表、株式会社スタジオアタオ社外取締役
監 査 役	杉 浦 直 樹		株式会社アセットプライム代表取締役、税理士法人アセットプライム代表社員、杉浦公認会計士事務所代表
監 査 役	岩 波 竜 太 郎		岩波公認会計士事務所代表、アイプラスアドバイザリー株式会社代表取締役

- (注) 1. 取締役若松俊樹氏及び岩井裕之氏は、社外取締役であります。
2. 取締役若松俊樹氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏は、社外監査役であります。
4. 監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役若松俊樹氏、岩井裕之氏、監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

6. 取締役若松俊樹氏、岩井裕之氏、監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としています。

## 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用などを補償することとしています。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害などは補償対象外とすることにより、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## 4. 取締役及び監査役の報酬等

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

#### ①取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年3月28日開催の第7回定時株主総会において年額5億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2022年3月29日開催の第13回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

#### ②役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 取締役の個人別の報酬等(業績連動報酬等または非金銭報酬等のいずれでもない報酬等に限り、以下「基本報酬」という。)の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしています。

イ. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、現時点においては設けないものとする。なお、業績連動報酬等を設ける場合には、当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針を取締役会において別途決議します。

ウ. 非金銭報酬等の内容および当該非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、現時点においては設けないものとする。なお、非金銭報酬等を設ける場合には、当該非金銭報酬等の内容および当該非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針を取締役会において別途決議します。

エ. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬等の種類別の割合については具体的な割合を予め定めないものとします。

オ. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

上記アからウに記載のとおりであります。なお、業績連動報酬等または非金銭報酬等を新たに設ける場合には、当該業績連動報酬等または非金銭報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を取締役会において別途決議します。

カ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等については、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長中村慶郎が報酬等の決定に関する全部の事項を委任されるものとします。委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

## (2)当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区分	対象となる役員の員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	6人 (2人)	260,040千円 (8,400千円)	260,040千円 (8,400千円)	— (—)	— (—)
監査役	3人	18,600千円	18,600千円	—	—
計	9人	278,640千円	278,640千円	—	—

(注) 監査役については全員が社外監査役であるため、内数は記載しておりません。

## 5. 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	若松俊樹	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席しております。弁護士としての幅広い経験と高い専門性を踏まえ、当社のコーポレートガバナンス強化への貢献や、社外・独立的な立場からの経営への監督、意見陳述を行っていただくという当社の期待に応え、取締役会において当該視点から助言・提言をいただくなど、当社社外取締役として適切な役割を果たしております。
取締役	岩井裕之	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席しております。経営者として長年にわたり経験を積まれており、取締役会において当該視点から助言・提言をいただき、当社社外取締役として適切な役割を果たしております。
監査役	中島由紀子	当事業年度開催の取締役会17回、監査役会13回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、内部監査やコンプライアンス体制などについて適宜必要な発言を行っております。
監査役	杉浦直樹	当事業年度開催の取締役会17回、監査役会13回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、内部監査やコンプライアンス体制などについて適宜必要な発言を行っております。
監査役	岩波竜太郎	当事業年度開催の取締役会17回、監査役会13回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、内部監査やコンプライアンス体制などについて適宜必要な発言を行っております。

## 6. 社外役員の報酬等の総額

	支給人數	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	5人	27,000千円

## 7. 記載内容についての社外役員の意見

記載すべき重要な事項はありません。

## 4 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,884千円
---------------------	----------

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	76,984千円
--------------------------------------	----------

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が当社で5,457千円あります。また、子会社において前事業年度に係る報酬額の返還が722千円あります。

### 3. 非監査業務の内容

当社および当社の子会社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業以外の業務（非監査業務）である、国際財務報告基準（IFRS）を導入した場合の当社グループへの影響度に関する調査業務を委託し対価を支払っております。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5 株式会社の状況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

~~~~~  
<備考>

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2024年12月31日 現在)

(単位:千円)

| 科 目                 | 金 額        | 科 目                       | 金 額        |
|---------------------|------------|---------------------------|------------|
| ( 資 産 の 部 )         |            | ( 負 債 の 部 )               |            |
| 流 動 資 産             | 7,128,774  | 流 動 負 債                   | 4,696,665  |
| 現 金 及 び 預 金         | 3,278,490  | 買 掛 金                     | 1,965,285  |
| 受 取 手 形 、 売 掛 金 及 び |            | 短 期 借 入 金                 | 509,500    |
| 契 約 資 産             | 3,144,696  | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 526,782    |
| 仕 掛 品               | 11,913     | 未 払 法 人 税 等               | 315,572    |
| 預 け 金               | 350,580    | 未 払 消 費 税 等               | 286,406    |
| そ の 他               | 343,577    | そ の 他                     | 1,093,118  |
| 貸 倒 引 当 金           | △484       | 固 定 負 債                   | 1,999,024  |
| 固 定 資 産             | 5,692,911  | 長 期 借 入 金                 | 1,845,185  |
| 有 形 固 定 資 産         | 311,536    | そ の 他                     | 153,839    |
| 建 物                 | 142,645    | 負 債 合 計                   | 6,695,689  |
| 土 地                 | 143,580    | ( 純 資 産 の 部 )             |            |
| そ の 他               | 25,310     | 株 主 資 本                   | 5,402,555  |
| 無 形 固 定 資 産         | 3,855,627  | 資 本 金                     | 354,060    |
| の れ ん               | 3,788,815  | 資 本 剰 余 金                 | 1,838,072  |
| そ の 他               | 66,811     | 利 益 剰 余 金                 | 3,510,465  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産     | 1,525,747  | 自 己 株 式                   | △300,043   |
| 投 資 有 價 証 券         | 970,629    | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額     | 273,284    |
| 繰 延 税 金 資 産         | 73,757     | そ の 他 有 價 証 券 評 價 差 額 金   | 274,783    |
| そ の 他               | 489,771    | 為 替 換 算 調 整 勘 定           | △1,499     |
| 貸 倒 引 当 金           | △8,411     | 新 株 予 約 権                 | 1,505      |
| 資 産 合 計             | 12,821,686 | 非 支 配 株 主 持 分             | 448,652    |
|                     |            | 純 資 産 合 計                 | 6,125,996  |
|                     |            | 負 債 ・ 純 資 産 合 計           | 12,821,686 |

## 連結損益計算書

(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

(単位:千円)

| 科 目                           | 金 額        |
|-------------------------------|------------|
| 売 上 高                         | 14,036,930 |
| 売 上 原 価                       | 7,544,430  |
| 売 上 総 利 益                     | 6,492,500  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           | 5,691,311  |
| 當 業 利 益                       | 801,189    |
| 當 業 外 収 益                     |            |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金             | 299        |
| 補 助 金 収 入                     | 773        |
| 不 動 産 賃 貸 料                   | 15,735     |
| キ ャ ッ シ ュ バ ッ ク 収 入           | 11,644     |
| そ の 他                         | 6,905      |
| 當 業 外 費 用                     | 35,358     |
| 支 払 利 息                       | 24,211     |
| 支 払 手 数 料                     | 22,174     |
| 減 價 償 却 費                     | 2,996      |
| そ の 他                         | 3,502      |
| 經 常 利 益                       | 52,885     |
| 特 別 利 益                       | 783,662    |
| 投 資 有 價 証 券 売 却 益             | 4,980      |
| 固 定 資 産 売 却 益                 | 13,119     |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益               | 27,027     |
| 特 別 損 失                       | 45,128     |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 14,730     |
| 減 損 損 失                       | 1,939      |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         | 812,120    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 449,978    |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △11,014    |
| 当 期 純 利 益                     | 438,963    |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 373,157    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 41,404     |
|                               | 331,752    |

## 貸借対照表

(2024年12月31日 現在)

(単位:千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産         | 840,430   | 流 動 負 債         | 2,002,804 |
| 現 金 及 び 預 金     | 97,997    | 短 期 借 入 金       | 472,000   |
| 売 掛 金           | 240,644   | 1年内返済予定の長期借入金   | 384,388   |
| 前 払 費 用         | 27,996    | 関係会社短期借入金       | 871,174   |
| 関係会社短期貸付金       | 637,870   | 未 払 金           | 182,880   |
| そ の 他           | 185,957   | 未 払 費 用         | 39,341    |
| 貸 倒 引 当 金       | △350,036  | 未 払 配 当 金       | 422       |
| 固 定 資 産         | 4,040,140 | 未 払 消 費 税 等     | 18,124    |
| 有 形 固 定 資 産     | 66,053    | 未 払 法 人 税 等     | 2,309     |
| 建 物             | 56,657    | 預 り 金           | 27,811    |
| 工具、器具及び備品       | 9,396     | そ の 他           | 4,352     |
| 無 形 固 定 資 産     | 41,842    | 固 定 負 債         | 1,233,823 |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 41,842    | 長 期 借 入 金       | 1,224,999 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 3,932,244 | 関係会社事業損失引当金     | 8,824     |
| 関 係 会 社 株 式     | 3,835,645 | 負 債 合 計         | 3,236,627 |
| 繰 延 税 金 資 産     | 2,463     | (純 資 産 の 部)     |           |
| そ の 他           | 94,136    | 株 主 資 本         | 1,643,750 |
| 資 産 合 計         | 4,880,570 | 資 本 金           | 354,060   |
|                 |           | 資 本 剰 余 金       | 281,315   |
|                 |           | 資 本 準 備 金       | 281,315   |
|                 |           | 利 益 剰 余 金       | 1,308,418 |
|                 |           | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 1,308,418 |
|                 |           | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 1,308,418 |
|                 |           | 自 己 株 式         | △300,043  |
|                 |           | 新 株 予 約 権       | 191       |
|                 |           | 純 資 産 合 計       | 1,643,942 |
|                 |           | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 4,880,570 |

## 損益計算書

(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

(単位:千円)

| 科 目                       | 金       | 額         |
|---------------------------|---------|-----------|
| 営 業 収 益                   |         | 1,151,009 |
| 営 業 費 用                   |         | 1,093,316 |
| 営 業 利 益                   |         | 57,692    |
| 営 業 外 収 益                 |         |           |
| 受 取 利 息                   | 4,575   |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益           | 6,257   |           |
| そ の 他                     | 709     | 11,542    |
| 営 業 外 費 用                 |         |           |
| 支 払 利 息                   | 20,038  |           |
| 支 払 手 数 料                 | 2,865   | 22,903    |
| 経 常 利 益                   |         | 46,331    |
| 特 別 利 益                   |         |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益           | 27,027  | 27,027    |
| 特 別 損 失                   |         |           |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 | 4,384   |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額           | 258,492 |           |
| 固 定 資 産 除 却 損             | 14,211  |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損         | 41,676  | 318,764   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失           |         | △245,405  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税   | 23,965  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額             | 1,958   | 25,923    |
| 当 期 純 損 失                 |         | △271,329  |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

株式会社Orchestra Holdings  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 楽 井 均  
業務執行社員 公認会計士 櫻 井 均  
指定有限責任社員 公認会計士 八 幡 正 博  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Orchestra Holdingsの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Orchestra Holdings及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

株式会社Orchestra Holdings  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 楽 井 均  
業務執行社員 公認会計士 横 井 均  
指定有限責任社員 公認会計士 八 幡 正 博  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Orchestra Holdingsの2024年1月1日から2024年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月25日

株式会社Orchestra Holdings 監査役会

常勤監査役 中島由紀子   
(社外監査役)

監査役 杉浦直樹   
(社外監査役)

監査役 岩波竜太郎   
(社外監査役)

以上

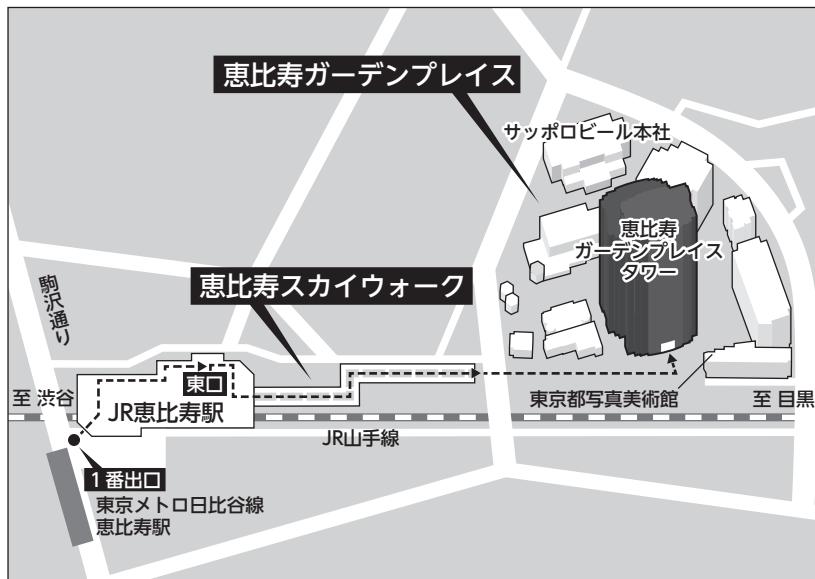
# 定時株主総会会場ご案内図

## 会 場

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー8階  
株式会社Orchestra Holdings 本社会議室

## 交 通

- J R山手線・埼京線 恵比寿駅東口から  
恵比寿スカイウォークで徒歩約5分
- 東京メトロ日比谷線 恵比寿駅1番出口から  
正面のエスカレーターに乗り、J R 恵比寿駅東口から  
恵比寿スカイウォークで徒歩約10分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。